

## 令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ加算について

### 注意事項

- ・ 令和5年度計画書から新様式。令和4年度以前の様式は使用不可。
- ・ 提出締切日は令和5年4月15日（土）※郵送及びメールでの提出可。
- ・ 窓口での届出をする場合は令和5年4月14日（金）閉庁時間（17時15分）まで。
- ・ 新様式は別途メールで案内（滋賀県の様式と同様）
- ・ 新たに加算を算定する場合や、加算の区分を変更する場合は、介護給付費算定に係る体制届も必要。
- ・ 県や東近江市外の市町から指定を受けている事業サービスがある場合は県への届け出も必要。

様式は、HPの「令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算および介護職員等ベースアップ等支援加算の計画書の届出について」からダウンロードできます。

<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/0000015871.html>